

新潟市告示第 2 4 4 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により新潟市小須戸運動広場の使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中 原 八 一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

徴収事務を行う体育施設の名称及び位置		徴収事務受託者の名称及び 主たる事務所の所在地
名称	位置	
新潟市小須戸運動広場	新潟市秋葉区矢代田 1 番地	新潟市秋葉区矢代田 35 番地 山の手コミュニテイ協議会 会長 横山 義男

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市小須戸運動広場の使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 徴収事務を委託した日

令和 6 年 4 月 1 日

5 徴収事務を行わせる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで